

広島県教育委員会教育長告示第十号

広島県教育委員会の所管に属する公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則（平成十九年広島県教育委員会規則第二号）第五条第二項の規定によって、広島県総合グラウンドの管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年五月一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

ポラーノグループ特定共同企業体 代表者 特定非営利活動法人ポラーノ 理事長

川村 毅

2 主たる事務所の所在地

広島市中区鶴見町一二番一三号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

主たる事務所の所在地

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
広島島市西区天満町六番一二号			広島市中区鶴見町一二番一三号		

三 変更年月日

平成十九年三月六日